

令和6年度 下野市行政評価市民評価 ヒアリング資料 事務事業番号 537

事務事業名	児童生徒就学援助費事業	所管部課	教育委員会	学校教育課		
事業目的	経済的な理由のため就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、就学費の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。 特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。					
事業概要	学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、入学準備金を支給する。 ※入学準備金制度の導入(平成30年度から) (交付の対象者) ・生活保護法に規定する要保護者 ・要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(準要保護者) ・市立学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者					
総合計画での位置付け	2 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり 1 将来を担う人づくり 2 教育環境の充実	重点事業区分	—	類型区分 II		
事業区分	新規・継続 継続	事業の種類	ソフト事業	市裁量の有無 裁量あり		
根拠法令等	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、 下野市就学援助費交付規則、下野市特別支援教育就学奨励費支給要綱					
補助団体	—					
年度別	事業計画	令和4年度 認定した者に就学費の一部を支給する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に奨励費の支給を行う。	令和5年度 認定した者に就学費の一部を支給する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に奨励費の支給を行う。	令和6年度 認定した者に就学費の一部を支給する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に奨励費の支給を行う。	令和7年度 認定した者に就学費の一部を支給する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に奨励費の支給を行う。	令和8年度 認定した者に就学費の一部を支給する。特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に奨励費の支給を行う。
	事業費	28,615千円	29,825千円	32,843千円	29,919千円	29,919千円
事業内容	対象年度(令和7)	○就学援助費 令和7年度 小学校:134名、中学校:75名 計155名 支給額_20,974,560円 追加認定 小学校:35名、中学校:21名 計56名 支給額_1,357,300円 ○就学奨励費 令和7年度 小学校:95名、中学校:55名 計150名 支給額_7,337,490円 追加認定 小学校:5名、中学校:4名 計9名 支給額_249,458円				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	○就学援助費 令和2年度 小学校:175名、中学校:102名 計277名 支給額_23,254,893円 令和3年度 小学校:167名、中学校:93名 計260名 支給額_22,766,665円 令和4年度 小学校:163名、中学校:100名 計263名 支給額_22,937,830円 令和5年度 小学校:129名、中学校:133名 計262名 支給額_23,490,040円 令和6年度 小学校:133名、中学校:108名 計241名 支給額_25,323,000円(見込み) ○就学奨励費 令和2年度 小学校:99名、中学校:24名 計123名 支給額_3,250,431円 令和3年度 小学校:94名、中学校:31名 計125名 支給額_4,813,822円 令和4年度 小学校:101名、中学校:38名 計139名 支給額_5,236,919円 令和5年度 小学校:99名、中学校:53名 計152名 支給額_6,334,042円 令和6年度 小学校:96名、中学校:39名 計135名 支給額_6,265,312円(見込み)					

事業推進方針判断に際しての3つの視点				
必要性	A	○	全て	要件(3項目) ✓ 社会経済情勢の変化等に適合。 ✓ 業務上必要であり、代替案が無い、もしくは最適な方法である。 ✓ 市民・団体・議会等から要望や要請がある。
	B		1以上	市裁量がない事業(⇒A評価とする)
	C		なし	学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。 児童生徒が、経済的理由により教育格差がならないことであり、経済的な理由を抱える保護者への就学支援については、格差社会が拡大している現代社会において、重要な取組である。 特別支援学級への就学奨励に関する法律において、特別支援学級に就学している児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費の一部を補助することをもって特別支援教育の普及奨励を図るとされている。
有効性	A	○	全て	要件(3項目) ✓ 市民サービスの維持・向上に寄与。 ✓ 適切な評価指標の設定があり、達成に向けたプラン・動きがある。 ✓ 地方創生(人口・関係人口増)やSDGs、国土強靱化に寄与する。
	B		1以上	市裁量がない事業(⇒A評価とする)
	C		なし	児童・生徒の教育の機会均等を保障する上で、費用な事業である。 児童生徒、保護者へ就学に必要な援助を行うことで、安心して学校教育を受ける機会を提供することができる。 新入学用品費については、平成30年度から入学準備金として入学前の2月に前倒し支給とし、より受給者に寄り添った援助費の支給としている。
効率性	A	○	3以上	ソフト事業(要件:6項目) ハード事業(要件:3項目) ✓ 質を維持しつつ、事業費削減や取組方法を見直す 補助金等の積極的な活用で最大の成果となる。
	B		1以上	✓ 受益機会・費用負担割合等が公平公正。 ✓ 他課や他自治体、市民団体等と連携。 適切な活用率を見定めるよう検討された事業規模である。 ✓ 他自治体等と比較し、適切な方法である。 マネジメントの観点から維持費等について十分検討されている。
	C		なし	指定管理者制度導入等、民間活力を活用。 管理業務等で、さらなる効率化は困難。
受給者の多くが、児童扶養手当受給者であることから、児童扶養手当の所管課である子育て応援課との連携を密にし、申請漏れや資格喪失処理漏れが無いよう努めている。 学校の教職員との情報共有、連携をより一層深め、援助を必要としている児童生徒、保護者に対し援助をっていく。				

総合評価	○	継続実施
		見直し実施
		廃止

令和7年度就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは

就学援助制度は、経済的な理由によって就学困難な児童生徒、入学予定者に対して、小・中・義務教育学校でかかる経費(学用品費・給食費など)の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図るものです。

就学援助を受けることのできる方は、下野市にお住まいの児童生徒または入学予定者の保護者で、生活保護を受けているか、これに準ずる程度に生活が困窮している方です。

対象者について

- 下野市に住所があり、市民税が非課税の世帯。
- 下野市に住所があり、児童扶養手当を受給している世帯。
- 下野市に住所があり、職業が不安定で生活状態が悪いと認められる世帯。など



【参考：年間所得の目安】

世帯人数	世帯構成の例	目安となる年間所得
2人	大人1人・小学生1人	222万円
3人	大人1人・小学生2人	288万円
3人	大人2人・小学生1人	232万円
4人	大人2人・小学生2人	285万円
5人	大人2人・中学生1人・小学生2人	356万円

※上記は、年齢や家賃の有無等により異なるので一例として参考にしてください。

$$\text{※年間所得} = \text{給与等所得} + \left\{ \begin{array}{l} \text{児童手当} \\ \text{児童扶養手当} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険料控除} \\ \text{生命保険料控除} \\ \text{地震保険料控除} \end{array} \right.$$

申請方法について

- 申請書は窓口でお渡しいたします。
- 申請は随時受け付けていますが、令和7年度就学援助の当初認定を受ける場合は、**令和7年3月14日(金)まで**に下野市教育委員会事務局学校教育課へ提出ください。
- 審査のためにご家族全員の収入について、収入の有無に関わらず申告していただく必要があります。

【参考】令和6年度 就学援助費支給金額

援助費の種類	小学校 及び 義務教育学校前期課程	中学校 及び 義務教育学校後期課程
学用品費	11,630円	22,730円
新入学学用品費 ※ ¹	57,060円	63,000円
通学用品費 ※ ²	2,270円	
校外活動費（泊なし）	上限額 1,600円	上限額 2,310円
校外活動費（泊あり）	上限額 3,690円	上限額 6,210円
修学旅行費	上限額 22,690円	上限額 60,910円
給食費	実費	
医療費	要保護は全額、準要保護は30%以内	

※¹小・中・義務教育学校入学者が対象となります。（当初認定のみ）

※²小・中・義務教育学校入学者は対象外となります。

※年度ごとに単価額・年額は変動します。

※2月に入学準備金を受給された方は、新入学学用品費の受給はできません。



受給について

- ・当初認定の場合、年3回（7月、12月、2月）に分けて、学校より支給となります。
- ・年度途中で認定を受けた方の支給金額は、認定日からの月割りで算出します。



詳しくは下野市教育委員会事務局 学校教育課までご連絡ください。

TEL：0285-32-8918

E-mail：gakkoukyouiku@city.shimotsuke.lg.jp

入学準備金（就学援助）のご案内

経済的な理由で入学準備のための費用にお困りの方に、就学援助費のうち新入学学用品費を入学準備金としてご入学前の2月に支給します。詳しくは以下のとおりとなります。

1 受給対象者

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- (1) 令和7年4月に小学校・中学校・義務教育学校に入学予定のお子様がいる保護者の方
- (2) 令和6年12月に下野市に住民登録のある方（令和7年3月末日以前に市外に転出する方を除く）
- (3) 以下の就学援助の要件のいずれかに該当する方
 - ・市民税が非課税の世帯の方
 - ・児童扶養手当を受給している世帯の方
 - ・保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる世帯の方
- (4) 生活保護を受給されていない世帯の方



2 申請方法

下野市教育委員会学校教育課（庁舎3階）で申請書と返信用封筒をお渡しします。申請書に必要事項を記入し、学校教育課へ提出してください。

受付期間：令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）の開庁日

3 支給額・支給日等

- ・支給額：小学校・義務教育学校前期課程 入学予定者 57,060円/人
中学校・義務教育学校後期課程 入学予定者 63,000円/人
- ・支給日：令和7年2月20日（木）（予定）
- ・支給方法：市より保護者様の口座にお振込みをさせていただきます。



4 注意事項

- ・入学準備金の支給を受けた方でも、「令和7年度就学援助制度」をご希望する方には別途申請していただく必要があります。
- ・入学準備金の支給を受けた方は、「令和7年度就学援助制度」の「新入学学用品費」の対象となりません。
- ・入学準備金の支給を受けた方で令和7年3月31日以前に転出した場合、入学準備金の返金は求めませんが、転出先自治体には本市で入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします。
- ・入学準備金の申請をされない方でも、「令和7年度就学援助制度」を申請し、4月からの認定となった方は、入学後の7月に「新入学学用品費」として支給します。
- ・入学準備金以外の学校給食費などの援助費については、令和7年度の基準で審査を行いますので、入学準備金の支給を受けられた方で、審査結果が異なることがあります。
- ・必要に応じて、地区の民生委員に情報提供する場合があります。

令和6年度 特別支援教育就学奨励費について

○特別支援教育就学奨励費制度について

下野市内の小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し保護者の経済的負担の軽減措置として支給される、特別支援教育就学奨励費制度があります。対象となる方は、世帯全員の前年中の総所得が、国の定める生活保護基準の2.5倍未満の方となります。

※「生活保護受給者」および「就学援助制度を申請し認定となった方」は支給対象外です。
※審査には、前年分の所得申告が必要です。未申告の場合、審査保留となる場合があります。

○認定申請について

認定を希望される方は、学校が設定する期限までに申請書類を提出してください。

○学用品費・新入学学用品費の支給について

今まで学用品費・新入学学用品費の支給の際には、購入時の領収書・レシートを提出していただいていたのですが、令和6年度からは提出不要となります。

○特別支援教育就学奨励費支給限度額

支給内容	小学校 及び 義務教育学校前期課程	中学校 及び 義務教育学校後期課程
学用品費	5,820円	11,370円
新入学学用品費 ※ ¹	25,555円	30,490円
校外活動費（宿泊なし）	上限額 800円	上限額 1,155円
校外活動費（宿泊あり）	上限額 1,845円	上限額 3,105円
修学旅行費	上限額 10,790円	上限額 28,860円
学校給食費	実費の1/2	実費の1/2

※¹ 小学校1年生、中学校1年生、義務教育学校1年生・7年生が対象となります。

◇新入学学用品費の支給は、年度当初認定に限ります。

年度途中で認定を受けた方の支給金額は、認定日からの月割りで算出します。

<お問合せ先>
下野市教育委員会事務局
学校教育課
電話番号：0285-32-8918